

条例個人情報ファイル簿

整理番号	1	作成年月日または直近の修正年月日	令和5年4月1日
個人情報ファイルの名称	労働争議調整事務ファイル		
実施機関の名称	労働委員会	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	労働委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	あっせん、調停、仲裁手続きにより労働争議を調整し、解決を図る。		
個人情報ファイルに記録されている項目	1氏名、2住所、3本籍・国籍、4生年月日・年齢、5性別、6電話番号等、7職業・職歴、8成績・評価、9争議の調整に要する個人情報、10病歴		
要配慮個人情報 ■有 □無			
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(記録範囲)	争議行為（集团的労使紛争）の関係者		
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	本人の申立、関係者からの提供		
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先	■有（中央労働委員会） □無		
外部委託の有無	■有 □無		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称および所在地	滋賀県労働委員会事務局 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号		
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	(根拠法令) (内容)		
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
備考			

条例個人情報ファイル簿

整理番号	2	作成年月日または 直近の修正年月日	令和5年4月1日
個人情報 ファイルの名称	不当労働行為審査事務ファイル		
実施機関の名称	労働委員会	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	労働委員会事務局
個人情報ファイル の利用目的	不当労働行為の申立てに対し、事実の有無を審査する。		
個人情報ファイルに 記録されている項目	1氏名、2住所、3本籍・国籍、4生年月日・年齢、5性別、6電話番等、7職業・ 職歴、8成績・評価、9事件の審査に要する個人情報、10病歴、11犯罪の経歴		
要配慮個人情報 ■有 □無			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲)	不当労働行為事件の関係者		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 (記録情報)の収集方法	本人の申立、関係者からの提供		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合にはその提供先	■有 ( 中央労働委員会 ) □無		
外部委託の有無	■有 □無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	滋賀県労働委員会事務局 〒520 - 8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号		
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	(根拠法令) (内容)		
個人情報ファイル の種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
備考			

様式第2号（第5条関係）

条例個人情報ファイル簿

整理番号	3	作成年月日または直近の修正年月日	令和5年4月1日
個人情報ファイルの名称	労働組合資格審査事務ファイル		
実施機関の名称	労働委員会	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	労働委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	労働組合が不当労働行為の救済申立てや法人登記を行う場合に、当該組合が労働組合法に定める要件（第2条および第5条第2項）に適合するかどうかを審査する。		
個人情報ファイルに記録されている項目	1氏名、2職業・職歴		
要配慮個人情報 □有 ■無			
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(記録範囲)	労働組合資格審査の関係者		
個人情報ファイルに記録される個人情報(記録情報)の収集方法	関係者からの提供		
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先	□有 ( ) ■無		
外部委託の有無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称および所在地	滋賀県労働委員会事務局 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号		
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	(根拠法令) (内容)		
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
備考			

条例個人情報ファイル簿

整理番号	4	作成年月日または直近の修正年月日	令和5年4月1日
個人情報ファイルの名称	個別的労使紛争のあっせん事務ファイル		
実施機関の名称	労働委員会	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	労働委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	あっせんにより労働者個人と使用者間の紛争を調整し、解決を図る。		
個人情報ファイルに記録されている項目	1氏名、2住所、3本籍・国籍、4生年月日・年齢、5性別、6電話番号、7職業・職歴、8成績・評価、9紛争の調整に要する個人情報、10病歴、11犯罪歴		
要配慮個人情報 ■有 □無			
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(記録範囲)	個別的労使紛争の関係者		
個人情報ファイルに記録される個人情報(記録情報)の収集方法	本人の申立、関係者からの提供		
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先	■有 ( 中央労働委員会 ) □無		
外部委託の有無	■有 □無		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称および所在地	滋賀県労働委員会事務局 〒520 - 8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号		
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	(根拠法令) (内容)		
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
備考			

条例個人情報ファイル簿

整理番号	5	作成年月日または直近の修正年月日	令和5年4月1日
個人情報ファイルの名称	労働相談事務ファイル		
実施機関の名称	労働委員会	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	労働委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	団体交渉のあり方や退職・解雇等に関する労使間のトラブルについて、事務局または労働委員会委員が関係当事者からの相談に応じる。		
個人情報ファイルに記録されている項目	1氏名、2住所、3本籍・国籍、4生年月日・年齢、5性別、6電話番号、7職業・職歴、8成績、評価、7相談内容、8相談対応に要する個人情報、9病歴		
要配慮個人情報 ■有 □無			
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(記録範囲)	労使問題の関係者		
個人情報ファイルに記録される個人情報(記録情報)の収集方法	本人の申立、関係者からの提供		
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先	□有 ( ) ■無		
外部委託の有無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称および所在地	滋賀県労働委員会事務局 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号		
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	(根拠法令) (内容)		
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
備考			

条例個人情報ファイル簿

整理番号	6	作成年月日または直近の修正年月日	令和5年4月1日
個人情報ファイルの名称	各種研修会等講師謝金支給事務ファイル		
実施機関の名称	労働委員会	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	労働委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	各種研修会等講師に対する謝金を支給するとともに、それに伴う法定調書等の作成、提出を行う。		
個人情報ファイルに記録されている項目	1 個人番号、2 氏名、3 住所、4 生年月日、年齢、5 電話番号、6 職業・職歴		
要配慮個人情報 □有 ■無			
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(記録範囲)	各種研修会等講師		
個人情報ファイルに記録される個人情報(記録情報)の収集方法	本人の申立		
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先	■有 (各市町村長) □無		
外部委託の有無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称および所在地	滋賀県労働委員会事務局 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号		
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	(根拠法令) (内容)		
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
備考			

条例個人情報ファイル簿

整理番号	7	作成年月日または直近の修正年月日	令和5年4月1日
個人情報ファイルの名称	栄典、表彰等に関する事務		
実施機関の名称	労働委員会	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	労働委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	労使紛争の解決に功績があり、栄典および表彰を受けるにふさわしい者を、栄典・表彰を所管する部門へ推薦する。		
個人情報ファイルに記録されている項目	1氏名、2住所、3本籍・国籍、4生年月日・年齢、5性別、6学業・学歴、7職業・職歴、8成績・評価、9取引状況、10犯罪歴		
要配慮個人情報 ■有 □無			
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(記録範囲)	労働委員会委員		
個人情報ファイルに記録される個人情報(記録情報)の収集方法	本人の申立、栄典・表彰等に関する調査		
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先	■有（内閣府、厚生労働省、滋賀県知事） □無		
外部委託の有無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称および所在地	滋賀県労働委員会事務局 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号		
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	(根拠法令) (内容)		
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
備考			